

塩川秀敏市長のハラスメント行為に
関する調査特別委員会

調査報告書

令和6年6月14日

塩川秀敏市長のハラスメント
行為に関する調査特別委員会

目 次

第 1	調査の趣旨	1
第 2	調査特別委員会の設置	1
1	設置	1
2	調査権限	1
3	委員会の構成	1
4	弁護士	2
第 3	調査の概要	2
1	調査事項	2
2	委員会の開催状況	2
3	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	4
4	参考人として出席を求めた者、意見陳述を求めた事項	4
5	証人の出頭状況	4
6	記録の提出状況	4
第 4	証言拒否	5
第 5	告発	5
第 6	調査の内容と結果	5
1	証言の概要	5
2	調査事項の整理	7
3	まとめ	10
第 7	調査経費	11
1	議決予算額	11
2	調査に要した費用(見込)	11

第 1 調査の趣旨

令和 5 年 1 2 月 1 日、令和 5 年第 6 回宮若市議会定例会の初日に、議会運営委員会提出議案として、「塩川秀敏市長のハラスメント行為の調査に関する決議案」が提出され、全会一致により、地方自治法第 1 0 0 条に基づく調査特別委員会の設置を決定したものである。

本調査の趣旨は、当該委員会において、証人の人権に十分配慮する中で、委任された調査権等に基づき、その事実関係を明らかにし、真実の究明を行うことである。

第 2 調査特別委員会の設置

1 設置

地方自治法第 1 0 9 条及び宮若市議会委員会条例第 5 条の規定により、「塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会」の設置を全会一致で可決。

2 調査権限

地方自治法第 1 0 0 条第 1 項及び第 9 8 条第 1 項の権限を委任。

3 委員会の構成

委員会定数	議長を除く議員全員（15人）
委員長	神谷喜久雄
副委員長	和田善久
委員	安永友則 染矢正次 茅野勝 遠藤嘉昭 清水健太郎 柴田裕美子 谷口重隆

	藤 春 優 二 松 岡 史 倫 弓削田 敬 寶 部 勝 安 河 英 幸 山 元 秀 一
--	--

4 弁護士

弁護士 小坂 壘 福岡県弁護士会

(調査特別委員会の円滑な運営のため、助言を求める。第2回委員会(令和5年12月26日)において選任)

第3 調査の概要

1 調査事項

次の事項について調査する。

- ・塩川秀敏市長の本市職員へのハラスメント行為に関すること

2 委員会の開催状況

回	年月日	会議に付した案件	決定事項等
1	令和5年 12月6日	1. 正副委員長の互選について	1. 正副委員長を選出
2	令和5年 12月26日	1. 100条調査権について 2. 特別委員会の運営案について 3. 弁護士の選任について	1. 100条調査権を確認 2. 委員会の運営要領を決定 3. 弁護士の選任は正副委員長に一任することを決定

		4. 今後の進め方について	4. 地方自治法第100条第1項に基づき記録の提出を求めることを決定（宮若市公平委員会、宮若市職員労働組合） →令和6年1月9日に配布
3	令和6年 1月23日	1. 尋問事項の確認等について	1. 尋問事項の確認等
4	令和6年 2月7日	1. 尋問事項の確認等について 2. 証人の出頭要求について	1. 尋問事項の確認等 2. 証人として令和6年2月15日に出頭を求めることを決定 (1)塩川秀敏市長
5	令和6年 2月15日	1. 証人尋問について	1. 証人尋問 (1)塩川秀敏市長
6	令和6年 3月4日	1. 今後の委員会の進め方について	1. 今後の委員会の進め方を確認
7	令和6年 3月11日	1. 調査事項の整理等について	1. 調査事項の整理等協議
8	令和6年 3月19日	1. 今後の委員会について 2. 令和6年度の調査経費について	1. 今後の委員会の進め方を確認 2. 令和6年度も調査を行うことを決定
9	令和6年 4月23日	1. 証言の検証等について	1. 塩川秀敏市長の証言に係る検証を実施
10	令和6年 6月7日	1. 調査事項の検証等について	1. 調査事項の検証等
11	令和6年 6月14日	1. 調査報告書（案）について	1. 調査報告書（案）の協議 →調査報告書を決定

3 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

回	年月日	出頭を求めた者	証言を求めた事項
5	令和6年 2月15日	塩川秀敏市長	塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する事項

4 参考人として出席を求めた者、意見陳述を求めた事項

今回の調査において、地方自治法第115条の2第2項の規定による参考人として、出席を求めることはなかった。

5 証人の出頭状況

今回の調査において、地方自治法第100条第1項の規定による証人の出頭請求に対する不出頭はなかった。

6 記録の提出状況

地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録は、次のとおりである。

	請求日	提出を求めた記録	提出日
①	令和5年 12月27日	宮若市公平委員会 委員長 佐藤 雅通 ①宮若市公平委員会へ提出された塩川秀敏市長9件のハラスメント行為についての職場環境の改善を求める要望書	令和6年 1月9日 *届出者のプライバシー保護の観点などから、提出は妥当でないと判断され、未提出であった。

②	令和5年 12月27日	宮若市職員労働組合執行委員長 荒牧 大介 ①宮若市職員労働組合が行った塩川秀敏市長 のハラスメント行為に関する職員アンケート 調査の結果	令和6年 1月9日
---	----------------	---	--------------

第4 証言拒否

今回の調査において、本委員会が行った証人尋問1名への尋問事項に対し、証人から、何らかの理由により証言を拒否することはなかった。

第5 告発

(1) 告発の状況

なし

地方自治法第100条の規定により告発の対象となるのは、次のとおりである。

- ①正当な理由なく出頭しないとき
- ②正当な理由なく記録を提出しないとき
- ③正当な理由なく証言を拒否したとき
- ④宣誓した証人が虚偽の証言をしたとき

ただし、議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を軽減し、又は免除することができることになっている。

第6 調査の内容と結果

1 証言の概要

証人尋問を行った結果、記憶に基づき明らかとなった証言の概要を記載する。

・塩川秀敏市長の本市職員へのハラスメント行為に関すること

《塩川秀敏市長の証言概要》

- 女性蔑視的な発言「今日は化粧していないのか」と、顔を見て私は言うことはある。
- 「僕は365日、24時間働いている。お前たちも寝る間はないぞ、死ぬ気で働け！」と言った。おそらく課長に言ったと思うが、そういうつもりで仕事をするのが大事だぞという意味で言ったし、この言葉では非常にこれはきついなと私は思っている。
- 忌引きで3日間休んだ職員に対して、「忙しい時期に休暇とは何事じゃ。3日間何をしていたのか」と言った。喪主とは知らなかった。
- 公用車内での「すみませんで済むか」の市長発言について、市民の意見を伺う場であり、そこに参加する状況が十分でなかったため、きついことを言った。この言葉については、適切でないと思った。
- 職員に「辞めろ」と言ったことについては、9月頃、登用した課長に対して、6か月も経って十分な状況ではなかったため、こういう厳しい言葉を言ったと思う。申し訳なく思っている。
- 初めて面談する女性職員に対し、年齢を聞いた後、「子どもはいるのか」「出産が遅かったか」、出産は「普通か？切ったか？」について、職員のお父さんを知っていたので、親しい気持ちから子どもはいるのかも言ったと思うし、出産が遅かったということじゃなかったかと思うので、遅い場合はなかなか安産が難しいということで、こういうことも言ったと思う。
- 育休申請の夫婦の職員に対し、「2人同時に取得する必要があるのか」との発言については、権利があっても、職場のコンセンサスを取ることが重要だよと指摘した。そして許可した。
- 職員に、机をバンバン叩きながら大声で叱責したことについては、机を叩きながらものを言うことはある。
- 令和5年10月 仕事の手際が悪いとして、課長に、「ヘルメットをかぶっている。そしたらバットでたたいてやる」と、発言した記憶はない。
- 二人きりの市長室において、市長に対して所管事項の説明を行っていた際、突然激昂し、「政策を決めるのはお前たちじゃない！何、勝手に決めているんだ！」と筆記用具の先を何度も机に叩きつけながら怒鳴ったことは、言ったと思う。筆記用具も

したと思う。

- 「だから宮若市の職員はダメなんだよ」と、言ったと思う。
- 国からの補助金採択が決まった際、担当課の女性職員に対し、業務上必要のない身体接触、抱きついた行為について、「よう頑張った」というふうにして体を触ったことは事実だが、性的な要求やそういう関係を求めて触ったのではない。
- 子供には「お前」と言う。
- 令和4年11月 適応障害を理由に退職願を出した当時20代の男性職員に、「リコリスで面談したことは事実。元気な形で見えたので、あなたの目は、病人の目ではないですね」と言ったと思う。
- 「お前たちは甘やかされている世代だから弱い」の発言は、今年採用された職員の方には、言ったと思う。
- あいさつの席で、市長がある人のことを「昼も頑張ってますが、夜も頑張っており子供さんが・・・人もいます」と発言した。

2 調査事項の整理

調査事項において、提出記録や、証人尋問で得られた証言から、本委員会として整理した内容について、次のとおり記載する。

- ・塩川秀敏市長の本市職員へのハラスメント行為に関すること

【委員の意見】

- 厚生労働省のパワハラ定義、市長の証言、アンケート内容から、市長のハラスメント行為はあったと思っている。
- パワハラ行為は、13個あったと思う。
- 厚労省の基準は難しいが、1個でも10個でもパワハラはあったと理解している。
- 私の立場で、専門的な知識や見識がなく、ハラスメント認定はできかねるという前提であり、調査が不十分であるが、市長が証言で認めている言動で、3件はハラスメントと考えられる。
- 筆記用具の先を何度も机に叩きつけながら、職員に怒鳴ったと認めている。百条委員会で嘘はつけない。市長は、不信任案を出された状況を、深く反省し、重く受け止めている。と、言われている。今後の市長の行動を見ていく。

- 百条としては、ハラスメントがあったということで勧告をして、早く結論を出して、終わらしていく必要があると思う。
- 厚労省のハラスメントの3点、優越的な関係を背景とした言動、また業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの、3つの要素が満たされており、ハラスメントを認めるべきだと思う。
- 市長はパワハラを認めている。市長はどう判断されるか。百条は、それに対してどういう結論を出すのか。パワハラしたと本人は認めている。そのことに対して、どう自分として責任を取るのかということ、百条は追及しないといけない。
- 机を叩きながら大声で怒鳴ったことなど、職員側の主張に対し、本人も認めており、双方の確認がとれたため、ハラスメント認定の認定はできると認識している。ハラスメント行為の再発防止に向けて、議会としても執行部に再発防止措置等を求めるなど、報告書に盛り込む必要があると考える。
- 公平委員会の中でも、市長がパワハラを認めている。尋問のときも認めている。我々が判断つかないところを、弁護士さんに相談され、どこかでけじめをつけていただきたい。
- 市長は、パワハラ行為を認めており、10だろうと20だろうと認めている以上は、認定ということで進めていただきたい。

【委員会の結論】

塩川秀敏市長の職員に対する、**その1**～**その8**のハラスメント行為及びセクシャルハラスメント行為は、市長自身が自らの行為を認めており、事実として認定することとなった。これらの事実は、市長であるという優越的な関係を背景とし、業務範囲を超える職員の心身や職場環境に多大な悪影響を与える言動、もしくは他の者を不快にさせる性的な言動である。

よって、以下の**その1**～**その7**は、パワーハラスメント行為、**その8**は、セクシャルハラスメント行為に該当するとの結論に至った。

その1

「僕は365日、24時間働いている。お前たちも寝る間はないぞ、死ぬ気で働け！」との発言を幾度も繰り返していること。

その2

忌引(きび)きで3日間休んだ職員に対して「忙しい時期に休暇とは何事じゃ。3日間何をしていたのか」との発言。

その3

公用車内での「すみませんで済むか」の市長発言。

その4

職員に「辞めろ」と言ったこと。

その5

職員に対し、机をバンバン叩きながら大声で叱責したこと。

その6

二人きりの市長室において、市長に対して所管事項の説明を行っていた際、突然激高し、「政策を決めるのはお前たちじゃない！何、勝手に決めているんだ！」と筆記用具の先を何度も机に叩きつけながら怒鳴ったこと。

その7

「だから宮若市の職員はダメなんだよ」の発言。

その8

初めて面談する女性職員に対し、年齢を聞いた後、「子どもはいるのか」「出産が遅かったか」、出産は「普通か？切ったか？」との発言。

【その他】

塩川秀敏市長の、「今日は化粧していないのか」の発言や、時間外に職員を呼び出す行為、女性職員に対して、よう頑張ったねというふうにして、体を触ったこと、子どもに「お前」と言うこと。職員に対し、「あなたの目は、病人の目ではないですね」との発言。採用された職員に対し、「おまえたちは甘やかされた世代だから弱い」の発言、あいさつの席での「昼も頑張っていますが、夜も頑張っており…」の発言は、事実の認定までは至らなかった。ただし、これら事実の認定に至らなかった事例についても、当該言動はハラスメントと評価しうるものである。

最後に、証人尋問の中で、塩川秀敏市長が「記憶がない」などと発言したことについても、事実の認定までは至らなかったが、このような意見が出ていること自体、看過できるものではない。

3 まとめ

本委員会は、塩川秀敏市長の本市職員へのハラスメント行為に関する調査のため設置され、令和5年12月6日から令和6年6月14日まで、計11回にわたり会議を重ね、調査事項に関し、事実関係の調査を行い、真実の究明に当たってきた。

本件に関する具体的な経過や事実関係は、「第6 調査の内容と結果」にその概要を記しているが、まとめとして記載する。

周知のとおり、昨年新聞報道以来、全国ニュースやインターネットなどで塩川秀敏市長のハラスメントに係る報道がなされ、宮若市公平委員会からは、令和6年2月13日付けで「勧告書」が塩川秀敏市長へ渡され、二度とハラスメント行為を行わないよう努めることや、職員が、安心して公務に従事できる職場環境づくりに努めるよう勧告されているところである。

本委員会では、塩川秀敏市長の本市職員へのハラスメント行為に関し、宮若市職員労働組合が行ったアンケート調査結果などを基に、尋問事項の整理を行い、塩川秀敏市長への証人尋問を行った。その後、本委員会による調査・検証の結果、総括として、塩川秀敏市長の職員へのハラスメント行為及びセクシャルハラスメント行為があったとの結論に至った。

これは、職場環境を整える責務のある、宮若市役所のトップである塩川秀敏市長自らの行為であり、看過できない重大な事案である。

また、塩川秀敏市長の言動は、職員との信頼関係に関わらず許されないものであり、職員の人権に対する配慮も足りず、宮若市政の最高責任者である市長として、不適切な行為であると指摘するものである。

これらを踏まえ、塩川秀敏市長におかれては、当委員会の調査結果を重く受け止め、市のトップとして、市長自身のハラスメント行為による、混乱の責任を十分認識していただき、身の処し方、今後の行動については、改めてご自身で考えるべきである。

本事案は、塩川秀敏市長の問題にとどまらず、宮若市の行政全体に関わる問題でもある。私たち議員一人ひとりも、この問題を真摯に受けとめ、襟を正していかなければならない。私たち議員と市職員の立場において、様々な意見を交わす上でも、議員としての言葉の重みを考え、自らの言動には十分留意し、市民からの負託を果たさねばならない。

ハラスメント行為等に関しては、執行部、議会共に、ハラスメント行為を許さない環境づくりのための更なる努力が求められる。職員が市民のため、十分に働くことができる健全な環境を保持するため、必要な対策を行うことを、執行部にはお願いするとともに、議会としても再発防止に向け、あらゆる面で努力してまいる所存である。

最後に、本委員会にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、「塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会」の報告とする。

第7 調査経費

1 議決予算額

○令和5年第6回宮若市議会定例会（設置時）

令和5年度の調査経費を 500,000円以内とする。

○令和6年第3回宮若市議会臨時会

令和6年度の調査経費を1,000,000円以内とする。

2 調査に要した費用（令和5年度）

内容	金額
費用弁償（委員）	150,000円
会議録作成業務委託料	27,280円
弁護士委託料	110,000円
合計	287,280円

調査に要した費用（令和6年度、見込）

内容	金額
費用弁償（委員）	30,000円
弁護士委託料	55,000円
合計	85,000円